

「令和8年8月分」

九州運輸局自動車交通部
自動車運送事業安全監理室

処分年月日	事業者の氏名又は名称 及び事業者の所在地	営業所の名称及び所在地	行政処分等の内容	主な違反条項	違反行為の概要	違反点数付与状況 (累積違反点数)			
						事業者	九州運輸 局内	運輸支局 内	当該(営 業)違反点数
令和8年8月4日	熊本電気鉄道株式会社 (法人番号1330001001517) 代表者松野頼久	辻久保営業所	輸送施設の使用停止 (20日車)、文書警告	道路運送法(以下「 法」)第16条第1項、 法第27条第3項	令和8年3月5日、法令違反の疑いがある旨 の情報を端緒に監査実施。4件の違反が認 められた。(1)事業計画(自動車車庫)に定め る業務の確保違反(法第16条第1項)、(2)点 呼の実施義務違反(旅客自動車運送事業 運輸規則(以下「運輸規則」)第24条第1項、 第2項)、(3)点呼の記載事項義務違反(運輸 規則第24条第5項)、(4)運転者に対する指 導監督の記録又は指導監督の記録保存違 反(運輸規則第38条第1項)	2	2	2	2
	熊本県熊本市中央区黒髪 3丁目7番地29号	熊本県合志市合生4195 番地1号							